

申立人 中国電力株式会社

相手方 上関原発を建てさせない祝島島民の会

調停申立書

令和4年7月22日

柳井簡易裁判所 御中

申立人代理人弁護士 末 国 陽 夫



同 松 村 和 明



同 河 本 豊 彦



同 川 本 賢 一



同 新名内 沙 織



〒730-8701

広島市中区小町4番33号

申立人 中国電力株式会社

代表者代表取締役 瀧 本 夏 彦

〒730-0012

広島市中区上八丁堀7番16-703号

末国法律事務所

申立人代理人弁護士 末 国 陽 夫

TEL 082-224-2711

FAX 082-224-2722

〒753-0048

山口県山口市駅通り二丁目3番18号 法曹ビル4階

弁護士法人末永法律事務所（送達場所）

申立人代理人弁護士 松 村 和 明

TEL 083-922-0415

FAX 083-922-0490

〒740-0018

山口県岩国市麻里布町二丁目2番18号 ベルデビル2階

かわもと法律事務所

申立人代理人弁護士 河 本 豊 彦

TEL 0827-30-8877

FAX 0827-30-8878

〒730-0041

広島市中区小町4番33号中国電力1号館内

川本賢一法律事務所

申立人代理人弁護士 川 本 賢 一

TEL 082-544-2744

FAX 082-544-2744

〒730-8701

広島市中区小町4番33号中国電力株式会社

申立人代理人弁護士 新名内 沙 織

TEL 050-8202-4531

FAX 082-544-2747

〒742-1401

山口県熊毛郡上関町大字祝島218番地

相手方 上関原発を建てさせない祝島島民の会

代表者代表運営委員 清水 敏 保

## 妨害予防請求調停事件

調停事項の価額 160万円（算定不能）

貼用印紙額 6500円

### 申立ての趣旨

相手方は、別紙物件目録記載の区域のうち、別紙図面の青線で囲まれた範囲の公有水面において、自己又は第三者をして申立人による海上ボーリング調査を妨害する一切の行為をしてはならない。

との調停を求める。

### 紛争の要点

1 申立人は、発電事業及び小売電気事業等を業とする会社であり、山口県熊毛郡上関町大字長島において、上関原子力発電所（以下「発電所」という。）の建設を計画している。

相手方は、発電所建設に反対する同町祝島の島民により構成される権利能力なき社団である。

2 申立人は、発電所を建設するに当たり、平成20年6月17日、公有水面の埋立てを行うことを内容とする公有水面埋立免許願書を山口県知事に提出し、同年10月22日、同知事から公有水面埋立免許処分（以下「本件埋立免許」という。）を受けた。その後、令和元年6月10日、申立人は、工事竣功期間伸長許可申請書を同知事に提出し、同年7月26日、同知事から工事竣功期限を令和5年1月6日とする同許可処分を受けた（甲第1号証）。このことから、申立人は現在も公有水面埋立権を有している。

3（1）申立人は、平成21年9月、埋立工事に着手しようとしたが、相手方、その会員及び第三者（以下「相手方ら」という。）による妨害

を受けたことから、同年10月9日、相手方を債務者として、公有水面埋立権に基づき、本件埋立免許に係る埋立工事施行区域内（別紙図面の青線で囲まれた範囲）の公有水面（以下「本件公有水面」という。）に対する申立人の使用を妨害する一切の行為の禁止を求める仮処分申立てを山口地方裁判所岩国支部に行った。平成22年1月18日、同支部は、以下のとおり申立人の申立てを認容する仮処分決定をした（甲第2号証。なお、当該仮処分決定はその保全異議審、保全抗告審、特別抗告審及び許可抗告審においても是認されている。）。

「1 債務者らは、自己又は第三者をして、別紙物件目録記載の区域のうち、別紙図面の青線で囲まれた範囲の公有水面に漁船、シーカヤック等の船舶を進入・係留させ、あるいは同水面において工事関係船舶及び施設等へ接近、接触及び侵入する等、債権者の同水面に対する使用を妨害する一切の行為を、債権者による同水面における申立てに関する工事が竣功するまでの間、してはならない。」

(2) 相手方は、平成24年10月8日、上記仮処分決定の取消しを求める申立てを山口地方裁判所に行った。平成26年6月11日、申立人と相手方らとの間で、上記仮処分決定主文第1項において相手方らがしてはならないとされている本件公有水面に対する申立人の使用を妨害する一切の行為につき、本件公有水面に対する申立人の使用には申立人の地質、水温、流況その他の項目に関する調査も含まれることを以下のとおり確認するなどとする和解が成立した（甲第3号証）。

「3 申立人らと被申立人は、第1項及び第2項以外の場合においては、

(1) 本件仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面に対する

使用」とは、本件公有水面における地質、水温、流況その  
他の項目に関する調査、灯浮標の点検・補修その他同水面  
の管理・保全に必要な行為に限ること、

(2) (1)の行為の妨げとならない限り、本件仮処分決定主  
文第1項の「船舶を進入」させることは、同項の「債権者  
の同水面に対する使用を妨害する一切の行為」に該当しな  
いこと、

を確認する。」

4 申立人は、発電所敷地内の断層の活動性評価に万全を期すため、埋立  
工事に先立って、本件埋立免許に係る埋立工事施行区域内において海上  
ボーリング調査を行うこととし、令和元年11～12月(計13日間)、  
令和2年11～12月(計8日間)及び令和3年6～7月、10月(計  
12日間)に海上ボーリング調査の実施を試みた。

上記3で述べたとおり、相手方らは、上記仮処分決定によって、自己  
又は第三者をして、申立人の本件公有水面に対する使用を妨害する一切  
の行為をしてはならないという不作為義務を負い、その本件公有水面に  
対する使用には申立人の地質等に関する調査も含まれることを上記和  
解において確認しているにもかかわらず、相手方らは、申立人が同調査  
の実施を試みようとする度に本件公有水面に船舶を進入、停泊させるな  
どしてこれを妨害したことから(甲第4号証)、申立人は、令和元年か  
ら令和3年の3年にわたり同調査を実施することが全くできなかった。  
また、これまで、申立人は、相手方らの理解を得るべく、相手方との間  
で文書や口頭により交渉してきたが、相手方は和解条項を遵守し妨害を  
行わないという考えを未だ示していないことから、今後も妨害のおそれ  
がある。

このようなことから、申立人は、本申立てに及んだ次第である。

### 別紙

- 1 平成21年(ヨ)第13号使用妨害禁止仮処分申立事件  
山口地裁岩国支決・平成22年1月18日の別紙物件目録の写し
- 2 平成21年(ヨ)第13号使用妨害禁止仮処分申立事件  
山口地裁岩国支決・平成22年1月18日の別紙図面の写し

### 証拠方法

- 1 甲第1号証 許可書
- 2 甲第2号証 平成21年(ヨ)第13号使用妨害禁止仮処分申立事件  
山口地裁岩国支決・平成22年1月18日
- 3 甲第3号証 平成24年(モ)第36号保全取消請求事件  
審尋調書(第10回)(和解)
- 4 甲第4号証 新聞記事

### 添付書類

- |   |            |     |
|---|------------|-----|
| 1 | 調停申立書副本    | 1通  |
| 2 | 甲号証(写し)    | 各2通 |
| 3 | 資格証明書(申立人) | 1通  |
| 4 | 委任状        | 1通  |

以上

物 件 目 録

1 埋立てに関する工事の施行区域 (第1区)

位 置

熊毛郡上関町大字長島字瀬水 877 番 1、同大字字庄正 806 番及び 878 番並びに同大字字平野 879 番 1 地内並びに同大字字イワシ浜 2754 番から同大字字平野 2783 番に至る土地の地先

区 域

別掲地点一覧記載の①の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点から⑫の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

面 積

304,720.64m<sup>2</sup>

2 埋立てに関する工事の施行区域 (第2区)

位 置

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦 744 番 1 及び 2099 番 1、同大字字前田ノ浦 2100 番 1、2708 番、2710 番、2711 番、2720 番、2721 番 1、2721 番 2 及び 2722 番、同大字字田ノ浦 749 番 1 から 749 番 3 まで、754 番、756 番から 759 番まで、760 番 1、760 番 2、762 番、763 番、769 番、771 番から 773 番まで、782 番から 784 番まで、790 番、795 番、798 番 1、798 番 4、2723 番、2724 番、2726 番、2727 番 1、2727 番 2、2731 番、2733 番から 2736 番まで、2739 番及び 2740 番 1、同大字字先田ノ浦 2748 番 1、同大字字田ノ浦 749 番 3 から同字 757 番までに沿接する道路、同大字字前田ノ浦 2708 番から同大字字田ノ浦 2727 番 1 までに沿接する町道田ノ浦線、同大字字前田ノ浦 2722 番から同大字字田ノ浦 762 番までに沿接する道路、同字 2724 番及び 2726 番に沿接する町道四代～田の浦線並びに同字 784 番に沿接する水路地内並びに同大字字田子ノ浦 2095 番から同大字字現後 805 番に至る土地の地先

区 域

別掲地点一覧記載の⑬の地点から⑰の地点までを順次結んだ線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑱の地点から㉑の地



点までを順次結んだ線及び⑬の地点と⑭の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

面積

739,607.42m<sup>2</sup>

### 3 埋立てに関する工事の施行区域 (第3区)

位置

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦744番1地内及び同大字字白浦714番から同大字字田子ノ浦2095番に至る土地の地先

区域

別掲地点一覧記載の⑫の地点、⑬の地点、⑭の地点、⑮の地点の各地点を順次結んだ線、⑬の地点と⑭の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑭の地点から⑰の地点までを順次結んだ線及び⑫の地点と⑰の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

面積

240,314.57m<sup>2</sup>

#### 別掲 地点一覧

熊毛郡上関町大字長島字鼻ぐりの鼻線三等三角点を基準点とする。

(北緯33度47分04.7333秒, 東経132度01分28.2551秒)

①の地点	基準点から	34度11分46秒	1,412.47メートルの地点
②の地点	①の地点から	350度59分59秒	326.49メートルの地点
③の地点	②の地点から	81度00分04秒	799.94メートルの地点
④の地点	③の地点から	171度00分03秒	404.54メートルの地点
⑤の地点	基準点から	47度39分21秒	1,815.37メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	170度46分05秒	3.35メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	212度24分31秒	24.27メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	243度43分55秒	166.96メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	262度33分16秒	38.48メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	287度36分24秒	96.25メートルの地点

⑪の地点	⑩の地点から	351度00分43秒	4.41メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	350度59分58秒	3.41メートルの地点
⑬の地点	基準点から	77度53分26秒	1,129.72メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	180度00分01秒	293.16メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	268度00分36秒	427.62メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	306度00分01秒	358.77メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	355度27分13秒	840.11メートルの地点
⑱の地点	基準点から	37度38分01秒	1,125.60メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	95度24分02秒	177.65メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	13度51分30秒	25.31メートルの地点
㉑の地点	㉑の地点から	0度00分00秒	31.26メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から	89度59分12秒	21.56メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から	179度58分31秒	23.29メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から	167度46分59秒	30.67メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から	51度21分20秒	103.64メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から	56度19分46秒	39.22メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から	42度09分51秒	44.64メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から	54度12分57秒	39.68メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から	115度26分29秒	114.49メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から	146度37分56秒	82.71メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から	80度01分09秒	23.07メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から	223度52分48秒	91.64メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から	231度29分23秒	29.93メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から	203度16分51秒	25.43メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から	220度27分05秒	44.61メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から	172度50分23秒	84.72メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から	167度32分09秒	27.37メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から	153度20分22秒	131.10メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から	204度27分52秒	293.69メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から	270度00分00秒	18.11メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から	270度00分00秒	0.42メートルの地点
㊷の地点	基準点から	68度47分14秒	1,705.79メートルの地点

⑬の地点	⑫の地点から	180度00分06秒	656.50メートルの地点
⑭の地点	基準点から	75度22分09秒	1,272.58メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	18度18分04秒	76.84メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	90度00分25秒	40.50メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	151度17分55秒	43.81メートルの地点